

(令和8年4月1日改正)

單位 千円

適用地区等欄表記凡例：
 ●：適用
 ○：適用(指定・認定予定地区を含む)
 歴・ま・住・浴：記載の種類の地区に適用

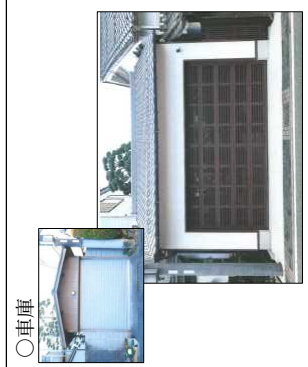
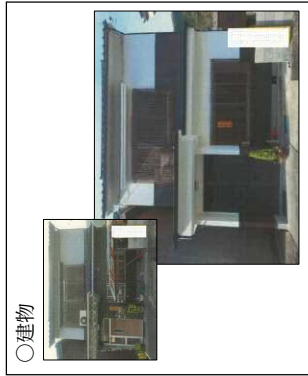
修景助成活用の流れ 【歴史的景観形成建築物等修景助成の場合】

※申請事前の手順から申請・完了・助成金支払いまでのおおまかな手順を示しています。

※申請にあたっては、規定集（実施要項、運用基準、実施細則等）をご覧ください。
（規定集は、市町担当かまちづくりセンターホームページ「良好な景観形成の推進」のページから入手できます。）

※【一般建築物等修景助成】も手順については、ほぼ同じです。（助成の対象となるもの、助成額の上限、助成率等が歴史的景観形成建築物等修景助成と異なりま

様々な修景助成事例



申請者

修景のきっかけ

景観形成地区内で、建物・門塀等の新築、増改築、修繕、模様替等外観の変更を伴う工事を行うことになった。
→景観形成基準に則った外観にしなければなりません。

計画→設計・見積

市町担当に景観形成基準および修景助成等について相談→必要に応じて指導を受けてください。

必要に応じて景観条例に基づき届け出を行ってください。

景観アドバイザーの活用
・地区での景観形成に関する留意点や修景助成のポイントを相談物件の内容に応じてアドバイザーします。

修景助成申請準備

修景内容の確認[景観形成基準適合＝助成可ではありません]

助成対象となる範囲・経費の確認
・不特定多数の者が通行する道路または眺望点等から景観の一部として捉えられ、街並み形成上、修景に配慮する必要がある部分、及びその部分と一体で不可分の部分
・地区の景観を構成する上で重要な部分
※必ず市町担当にご相談ください。

助成対象となる外観の部分に関わる工事費の積算（助成対象額）

助成金交付申請

景観形成支援事業実施細則に則って、書類を整えてください。

・市町の担当部署に提出し
※提出部数等は市町の指示に従ってください。

工事実施

決定内容に則って実施してください。変更がある時は、手続が必要となります。

完了報告

助成金請求

支払い（振込）

専門家による支援

●景観アドバイザー派遣

・個別相談へのアドバイザー派遣

・地区、地域での勉強会への講師派遣

●景観まちづくりコンサルタント派遣

・行政との協働による通りやブロック単位での具体的な景観形成計画・まちなみ整備計画等の策定

※派遣の手続きは市町が行います。希望される方は市町担当にお申し出ください。

勉強会にアドバイザーを派遣。

コンサルタントを派遣により、住民と市町が協力して計画を策定します。

地区、街区、通りごとで住民のみならず景観形成に取り組む場合

申請できる額は、以下のとおりです。

助成項目	助成率	助成上限額※2)
伝統工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費※1)	1 / 3	150 万円 (330 万円)
設計費	1 / 3	30 万円 (60 万円)
合計の上限	—	150 万円 (330 万円)

※1) 工事費は、建物、門塀、その他（垣、柵等）を含む

※2) () 書きは景観形成基準を厳守したもの等で「景観形成支援事業評価・助言委員会」の審査で

当と判断されたものの助成上限

※3) 助成額は、項目ごとと合計額の両方で上限を設定

〔公財〕兵庫県まちづくり技術センター「まちづくり支援課」

《交付決定に際して》

- ・助成対象部分の精査や申請額の査定を行うことがあります。
- ・修景内容を精査し、指導、助言を行うことがあります。
- ・高額助成（申請額 150 万円超）の申請は、学識者等で構成する「景観形成支援事業評価・助言委員会」に諮り、審査します。

《額確定に際して》

- ・実施額に変更（値引き・契約額減等）があれば、減額率に応じて交付決定額を減じることがあります。

あすの景観をつくる ～参画と協働による景観形成の推進～ 《景観形成支援事業のご案内》



〔歴史的景観形成地区〕

高砂市高砂地区
佐用町平福地区

たつの市龍野地区
多可町加美区岩座神地区



神河町中村・栗賀町地区
[歴史的景観形成地区]



豊岡市城崎温泉景観形成重点地区
(豊岡市景観条例)

参画と協働による 良好な景観形成の推進

「まち」は、私たちの資産。
私たちは、先人が残してくれた優れた
まちの景観を保存し、また、魅力的な
まちの景観を創り、将来に引き継いで
いかなければなりません。

- 歴史的なまちなみの保存
- 新しいまちなみの創出
- 住民による景観まちづくりの取組
- まちのシンボル・ランドマークの保存



丹波篠山市篠山城下町地区
[歴史地区] (丹波篠山市景観条例)



たつの市御津町室津地区
[歴史的景観形成地区]

住民・兵庫県・条例制定市町・市町・センター・専門家が、それぞれの立場と役割で協力し景観形成を推進していきます。

住 民

※景観形成地区内の建物等及び景観形成重要建造物等の
所有者・管理者（個人・法人等）

- 所有・管理する建物等の保全と修景
- 景観まちづくりの取組

兵庫県・景観条例制定市町

- 景観条例に基づく施策の実施
 - ・景観形成地区・景観形成重要建造物等の指定、景観形成等住民協定の認定など
 - ・景観形成基準による建築行為の指導等
- 緑条例・屋外広告物条例の運用など

市町(景観担当)

- 住民や地域に密着した行政主体として県の施策に協力
 - ・住民の景観形成の取組を支援
 - ・景観形成支援事業の申請等窓口

専門家

- 景観形成・まちづくりの専門家として市町及び住民をサポート
 - ・景観形成等推進員《兵庫県》
 - ・景観アドバイザーバンク《センター》
 - ・まちづくり専門家バンク《センター》

(公財)兵庫県
まちづくり技術センター
「景観形成支援事業」
を実施し、住民が取り組む景観まちづくりを支援

《景観形成支援事業》 支援メニューと相談・申請先

1 修景助成事業 – 3 ページ

- ① 歴史的景観形成建築物等修景助成
 - ・歴史的景観形成地区
- ② 一般建築物等修景助成
 - ・住宅街等・まちなか景観形成地区、景観形成等住民協定地区、整備計画地区(緑条例)
- ③ 景観形成重点区域修景助成
 - ・景観形成重点区域
- ④ 星空景観形成助成
 - ・星空景観形成地域
- ⑤ 景観形成重要建造物等修景助成
 - ・景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木

2 専門家派遣事業 – 5 ページ

- ① 景観アドバイザー派遣
 - (1) 建築物等の修景に関する個別相談
(景観形成地区等・景観形成重要建造物等・ひょうご近代住宅100選選定物件)
 - (2) 景観形成に関する勉強会・研修会の講師
 - (3) 景観形成推進活動の指導・助言
 - (4) 景観形成重要建造物等を指定するために必要な調査
- ② 景観まちづくりコンサルタント派遣
 - ・住民団体等による景観形成推進計画等策定の支援

3 景観形成等活動助成事業 – 6 ページ

- ① 景観まちづくり活動助成
 - ・住民団体等が実施する景観形成推進活動の助成
- ② 景観形成等推進員活動助成
 - ・県登録景観形成等推進員の活動の助成

4 景観支障建築物等除却・改修助成事業

・景観形成地区、広域景観形成地域等 – 6 ページ

【修景助成・専門家派遣】

新築、外観に関わる修理・修繕・模様替えを行うことになったら、市町かセンターに **まずはご相談ください。**

- ・町並みに調和させるにはどうすればいいか
- ・景観形成基準にどう対応すればいいのか
- ・修景助成の申請はどうすればいいのか

※構想・計画段階、設計前・設計中・設計後など、どの段階でもかまわないので下記までご連絡ください。

※工事に着手する前にできるだけ期間に余裕を持ってご相談ください。

※段階に応じてご案内をいたします。(景観アドバイザーの派遣も可能です。)

【相談窓口】 (連絡先はパンフレット裏表紙に記載)

- ・市町 景観担当
- ・まちづくり技術センター

【申請窓口】

- ・市町 景観担当

申請の手引き・規程集

(修景助成や専門家派遣の内容や申請方法、申請書様式)



※市指定地区・市指定重要建造物等の助成は市の景観担当にお問い合わせください。

【活動助成の相談窓口】

- ・兵庫県都市政策課・まちづくり技術センター

【申請窓口】

- ・相談時にご案内

【除却・改修助成の相談窓口】

県による認定・指導が必要なのでまずは以下へ相談ください。

- ・市町景観担当
- ・兵庫県県民局土木事務所 まちづくり建築課

【申請窓口】

- ・市町景観担当

■ センターの景観・まちづくり専門家登録

適切かつ迅速に依頼に応じられる専門家を登録しています。

① 景観アドバイザーバンク

- ・建物の修景・修繕・維持保存に関する専門家 (主に建築士)

② まちづくり専門家バンク

- ・景観形成、まちづくりに関する専門家
(都市計画・まちづくりコンサルタント・建築士等)



景観アドバイザーバンク



まちづくり専門家バンク

1 修景助成事業

※助成限度額はすべて1年間における1敷地あたりの金額

景観形成地区等で景観形成基準に沿って、屋根などの形状、素材、意匠等を周囲のまちなみに調和するように整備し、地区の景観形成に資する外観にする場合、外観の工事費の一部について助成を受けることができます。

なお、景観形成基準に適さない素材・形状・色彩（平板瓦葺きや洋瓦葺屋根、吹付や塗装による外壁仕上げ）を用いたものや特段の負担を要しない外観の工事（塗装による色彩の変更など）は助成の対象になりません。

※ 修景助成事業は①～⑤で紹介するほか、以下の区域での屋外広告物の修景工事に活用可能です。

- ・沿道型広域景観形成地区（県景観条例）
- ・広告景観モデル地区（県屋外広告物条例）

① 歴史的景観形成建築物等修景助成 【対象：歴史的景観形成地区】

景観条例にもとづき指定された歴史的景観形成地区内において、景観形成基準を遵守し、地域特性を踏まえた伝統的意匠・工法で外観を修景する場合に、その経費の一部を助成します。

助成対象経費	助成率	助成限度額	
		伝統的意匠基準のあるゾーン	左記以外のゾーン
基本・実施設計費及び工事監理費	1/3※	60万円 (330万円の内数)	—
伝統的意匠・工法（和瓦葺き・漆喰塗り等）による歴史的景観の形成に資する修景工事費		330万円	75万円
共同施設（ホケットパーク、ストリートファニチャー等）整備費	1/3	60万円	
屋外広告物の整備費	1/4	10万円	

※ 一般工法により伝統的意匠とする場合は、助成率 1/4

※ 景観行政団体は、同市が実施する助成事業の限度額を適用する

修景事例



丹波篠山市篠山城下町地区〔歴史地区〕（丹波篠山市景観条例）

② 一般建築物等修景助成

【対象：住宅街等・まちなか景観形成地区／景観形成等住民協定地区／計画整備地区（緑条例）】

景観形成等住民協定地区など住民主体で景観ルールを作成して景観形成に取り組む場合や、景観形成基準に沿って緑の創出などにより景観形成に取り組む場合に、その経費の一部を助成します。

助成対象経費	助成率	助成限度額
景観形成基準に適合させるために過大な費用負担が発生する工事費 （例）景観形成等住民協定地区の場合 漆喰塗り、板張り、土壁等 住宅街等・まちなか景観形成地区の場合 生け垣、植樹、空調屋外機の目隠し等	1/4	75万円
共同施設（ホケットパーク、ストリートファニチャー等）整備費	1/3	50万円
屋外広告物の整備費	1/4	10万円

※ 景観行政団体市内は、同市が実施する助成事業の限度額を適用する

修景事例



佐用町田和地区〔景観形成等住民協定地区〕

③ 景観形成重点区域修景助成 【対象：景観形成重点区域】

景観形成地区等のなかで景観形成の核として位置づけられる重点区域において、建物の外観について、特に厳しく定められた景観形成重点基準を遵守し、地域特性を踏まえた伝統的意匠・工法により適切に修景する場合に、その経費の一部を助成します。

助成対象経費	助成率	助成限度額
基本・実施設計費及び工事監理費	1/2	90 万円 (500 万円の内数)
伝統的意匠・工法（和瓦葺き、漆喰塗り等）による歴史的景観の形成に資する修景工事費		500 万円
共同施設（ホ・ケットパーク、ストリートファニチャー等）整備費		90 万円
屋外広告物の整備費		20 万円

景観形成重点区域の町並み



大栗市山崎町山崎地区・景観形成重点区域[歴史的景観形成地区]

④ 星空景観形成助成 【対象：星空景観形成地域】

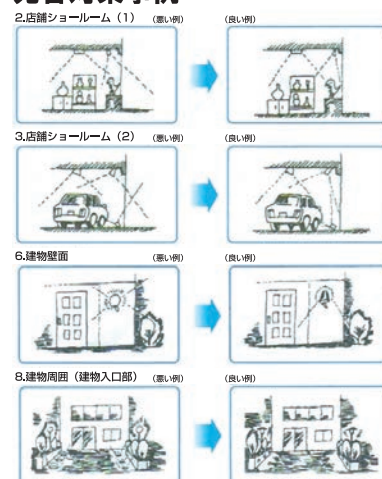
星空景観形成地域において、光害対策を推進するため光害対応照明器具の設置工事や対策工事等について助成します。

助成対象経費	助成率	助成限度額
特定施設等照明計画策定費	1/4	5 万円
光害対応照明器具の設置工事費		40 万円
新設特定施設等光害対策工事費		220 万円
合計助成限度額		260 万円

※特定施設等：集会場、病院、ホテル、学校、体育館、物品販売店舗、事務所、工場等の用途の建物でその土地に供する土地面積が500㎡を超えるもの

※光害対応照明器具：光が上空に漏れない仕様の照明器具

光害対策事例



(県パンフレットより一部抜粋)

⑤ 景観形成重要建造物等修景助成 【対象：景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木】

県景観条例により指定された「景観形成重要建造物」及び「景観形成重要樹木」について、保存計画に基づいて行なう維持保全工事等について、経費の一部を助成します。

助成対象経費	助成率	助成限度額
基本・実施設計費、工事監理費 (保存活用計画作成に必要な経費)	1/3 1/2※1)	60 万円 (330 万円の内数) 100 万円※1)
建造物、門・塀の修繕費	1/3	330 万円※2)
耐震改修、地盤改良及びシロアリ対策費		
指定樹木については、樹木医の診断費、古損・倒壊防止に係る費用		30 万円 (330 万円の内数)

※ 1) 認定景観形成重要建造物の保存活用計画作成に必要な調査・計画・設計にかかる経費を含む場合

※ 2) 認定景観形成重要建造物については、370 万円

景観形成重要建造物



旧田原邸（丹波市）（県資料より）

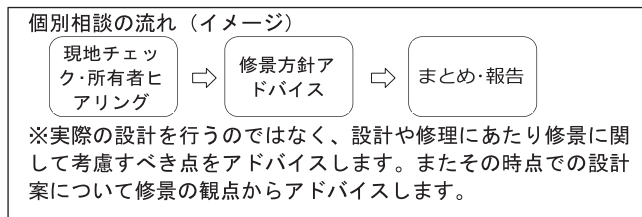
2 専門家派遣事業

① 景観アドバイザー派遣

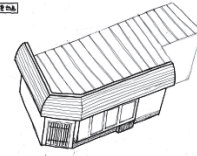
(1) 建築物等の修景に関する個別相談

景観形成地区等での建物等の新築や外観の修繕、模様替えに際して、その地区の景観形成にふさわしい外観とするためのポイント等について、景観の専門家（景観アドバイザー）が個別にアドバイスします。

景観形成重要建造物等やひょうご近代住宅 100 選選定物件の維持・保全に関する相談にも対応します。



個別修景相談



←アドバイス前
アドバイスを踏まえた修景↓



(2) 景観形成に関する勉強会・研修会の講師

景観形成地区等の住民団体等（住民により組織された自治会・まちづくり協議会・その他景観形成に関する活動組織等）が行う、景観形成推進のための勉強会・研修会講師として、景観・まちづくりの専門家を派遣します。

（1地区あたり年間5回まで派遣できます。）

勉強会等への講師派遣



(3) 景観形成推進活動の指導・助言

景観形成地区等で住民団体等が景観まちづくりを進めるにあたり、活動内容・組織運営・合意形成等について指導・助言します。

指定済みの地区では景観形成の実現・実行に関する活動、無電柱化や地区や通り・街区の景観整備計画づくりの取組を指導、また、地区指定等に向けた取組について指導・助言します。

（1地区あたり年間5回まで派遣できます。）

(4) 景観形成重要建造物等を指定するために必要な調査

景観形成重要建造物指定候補や景観遺産認定候補物件について、景観アドバイザーを派遣し、条例に基づく指定や認定に必要な調査を行います。

② 景観まちづくりコンサルタント派遣

住民団体・市町の要請により以下の計画を策定するため専門家を派遣します。

- (1) 景観形成地区等（予定地区を含む）における一定の区間や区域での具体的なまちなみ整備の方針についての検討・計画
- (2) 景観形成地区等の予定地区において指定・認定を受けるために必要な景観形成基準等の案の検討・作成
- (3) その他、景観形成地区等（予定地区含む）の景観形成の推進に資する計画の策定（例、景観形成推進のためのアクションプランなど）

3 景観形成等活動助成事業

① 景観まちづくり活動助成

景観形成地区、景観形成等住民協定地区、景観遺産等（指定・認定予定含む）で、地区等の景観形成推進を目的とした活動を行う住民団体等に対し、その活動経費の一部を助成します。

助成対象経費	助成率	助成限度額
・団体の活動として行う研修等に要する経費 ・景観形成に関する調査・研究等に要する経費 ・団体の活動を住民等に周知するための広報等に要する経費 ・住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 ・集会、会議等の開催に要する経費	3/4	15 万円

※人件費は助成対象ではないが、自己負担額の 1/4 の部分に含めることは可能

まち歩きの様子



② 景観形成等推進員活動助成

景観形成等推進員（県登録）が、景観形成重要建造物の発掘活動や景観形成に取り組む地区や住民団体を支援する活動を行う場合に、活動に必要な経費（交通費、消耗品、印刷費等。本人の人件費は対象外）を助成します。

助成対象経費	助成率	助成限度額
・県行政を補完するものとして県と協議済みの計画に基づき、景観形成等推進員が行う活動に必要なとなる事務的な経費※	10/10	20 万円

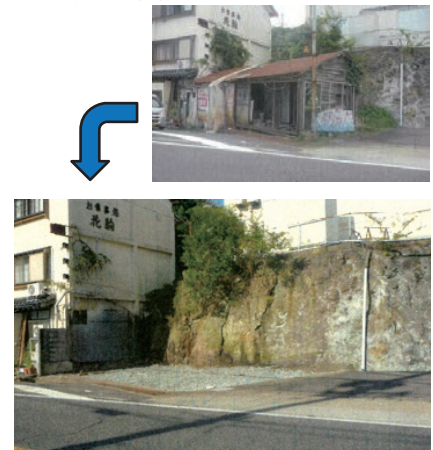
※資料印刷代、会議室使用料及び交通費など

4 景観支障建築物等除却・改修助成事業

景観形成地区等※1 において、破損・腐食が生じて景観上支障となっている建築物等について、景観条例に基づく指導助言を受けて除却あるいは改修する場合、経費の一部を助成します。

助成内容	
対象地区等（※1）	・景観形成地区、景観条例施行規則で定める広域景観の形成が特に必要な区域 ・市町条例で定める同様の区域
対象建築物等	・管理不全状態（破損等面積割合が見付面積の 10 分の 1 を超える）と認定され、県※から除却又は改修の指導・助言を受けた建築物等 ※市町条例の場合は市町 ※勧告・命令を受けたものは対象外
助成対象費用	・対象建築物等の除却経費 ・対象建築物等の外観に係る改修経費
助成対象費用の限度額	・木 造 200 万円／非木造 700 万円
助成率	・県指定区域 : 1/3 ・市町指定区域 : 助成対象経費の 1/6 かつ市町助成額の 1/2

景観支障建築物の除却



香美町・但馬海岸区域（風景型広域景観形成地域）

市町名	担当部署名	連絡先（代表）
■ 県指定地区に関する市町の景観担当（修景助成等の問合せ・申請窓口）		
高砂市	都市創造部都市住宅室都市政策課	079-442-2101
三木市	都市整備部都市政策課	0794-82-2000
加西市	建設部都市計画課	0790-42-1110
加東市	都市整備部都市政策課	0795-42-3301
多可町	建設課	0795-32-2380
神河町	ひと・まち・みらい課	0790-34-0001
たつの市	都市政策部町おこし課	0791-64-3131
宍粟市	建設部住宅土地政策課土地政策係	0790-63-3000
太子町	経済建設部まちづくり課都市計画係	079-277-1010
佐用町	企画防災課まちづくり企画室	0790-82-2521
新温泉町	建設課	0796-82-3111
洲本市	都市整備部都市計画課都市計画係	0799-24-7611
■ 景観条例制定市の景観担当（景観形成支援事業に関する問合せ・申請窓口）		
豊岡市	都市整備部都市整備課景観政策係	0796-23-1111
朝来市	都市整備部都市政策課	079-672-3301
丹波篠山市	まちづくり部地域計画課景観室	079-552-5665

地域名	担当部署名	連絡先（代表）
（参考）県景観条例に基づく届出及び景観形成基準等の問い合わせ先		
阪神北・南地域	宝塚土木事務所まちづくり建築課	0797-83-3212
東播磨地域	加古川土木事務所まちづくり建築課	079-421-9226
北播磨地域	加東土木事務所まちづくり建築課	0795-42-9406
中播磨地域（及び宍粟市・太子町）	姫路土木事務所まちづくり建築第1課	079-281-9313
西播磨地域	姫路土木事務所まちづくり建築第2課	079-281-9567
但馬地域	豊岡土木事務所まちづくり建築課	0796-26-3756
丹波地域	丹波土木事務所まちづくり建築課	0795-73-3860
淡路地域	洲本土木事務所まちづくり建築課	0799-26-3248
県景観条例全般にかかる問い合わせ先		
兵庫県 （景観条例制定市域を除く）	兵庫県まちづくり部都市政策課景観まちづくり班	078-362-9299



公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター
Hyogo Construction Technology Center for Regional Development

まちづくり推進部まちづくり支援課（景観担当）

〒650-0023 神戸市中央区栄町通6丁目1-21 神明ビル5F

電話 078-367-1262 電子メール machicen@hyogo-ctc.or.jp

ホームページ <http://www.hyogo-ctc.or.jp/>